

低入札価格調査制度について

令和8年度
工事契約等研修



おんせん県おおいた

1. 制度の概要

○ 低入札価格調査制度とは・・・

- 地方自治法施行令(昭和22年制令第16号)第167条の10第1項に基づく落札者決定に当たっての例外方法の一つ。
- 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者に対し、当該入札価格により**契約の内容を適切に履行することができるのか**、調査を行った上で落札者の決定を行うもの。
- 対象工事は、**予定価格3億円以上又は総合評価落札方式を適用する工事**
- **【失格基準】 一定の金額以下については失格とする規定**

<イメージ図>

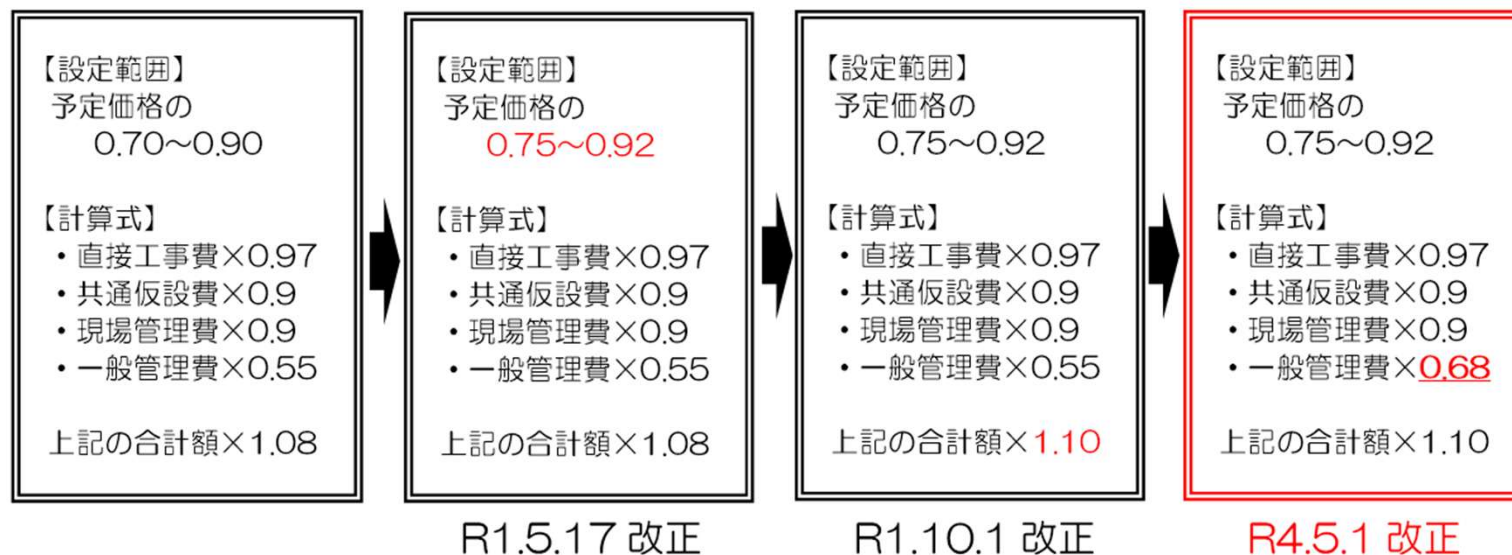


※ 落札決定において、金額のみを考慮した場合

2. 低入札価格調査基準価格、失格基準の算定式

- 低入札価格調査基準価格、失格基準は、令和4年5月に改正された算定式を適用。

○ 近年の算定式の改正経緯



● 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定式 (R4.5.1 改正)

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%)\} \times 1.10}{\text{設計額}}$$

設定範囲：75%~92%

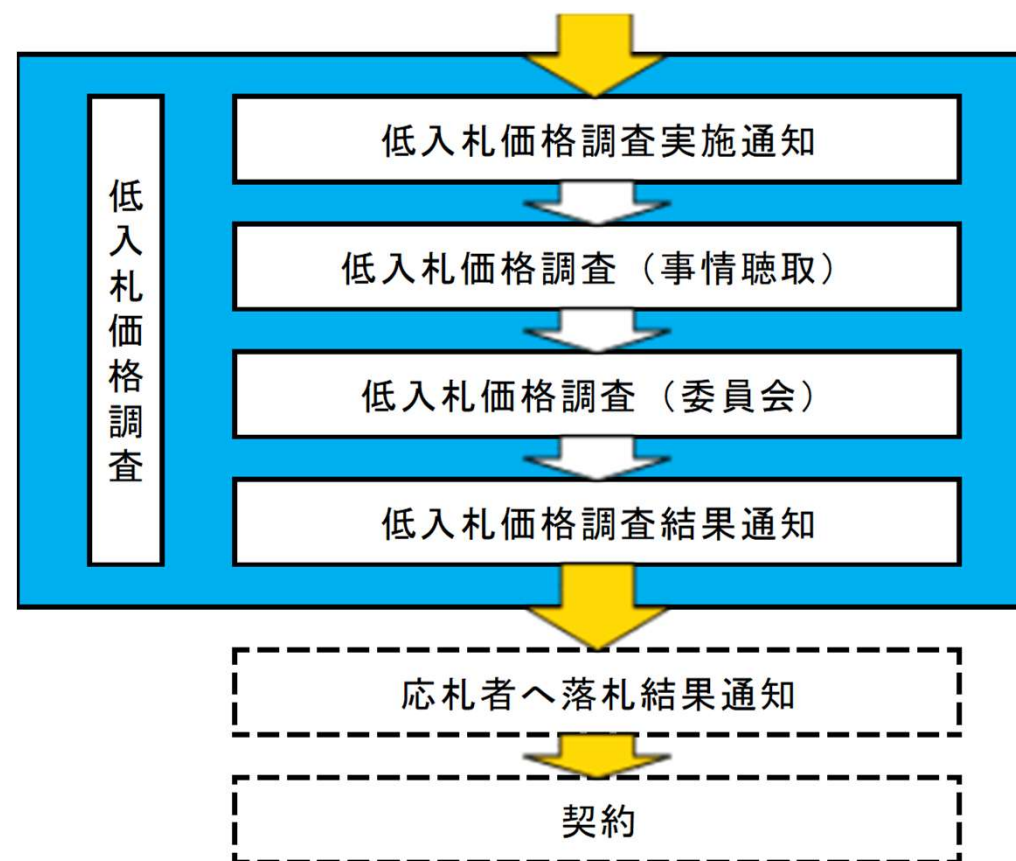
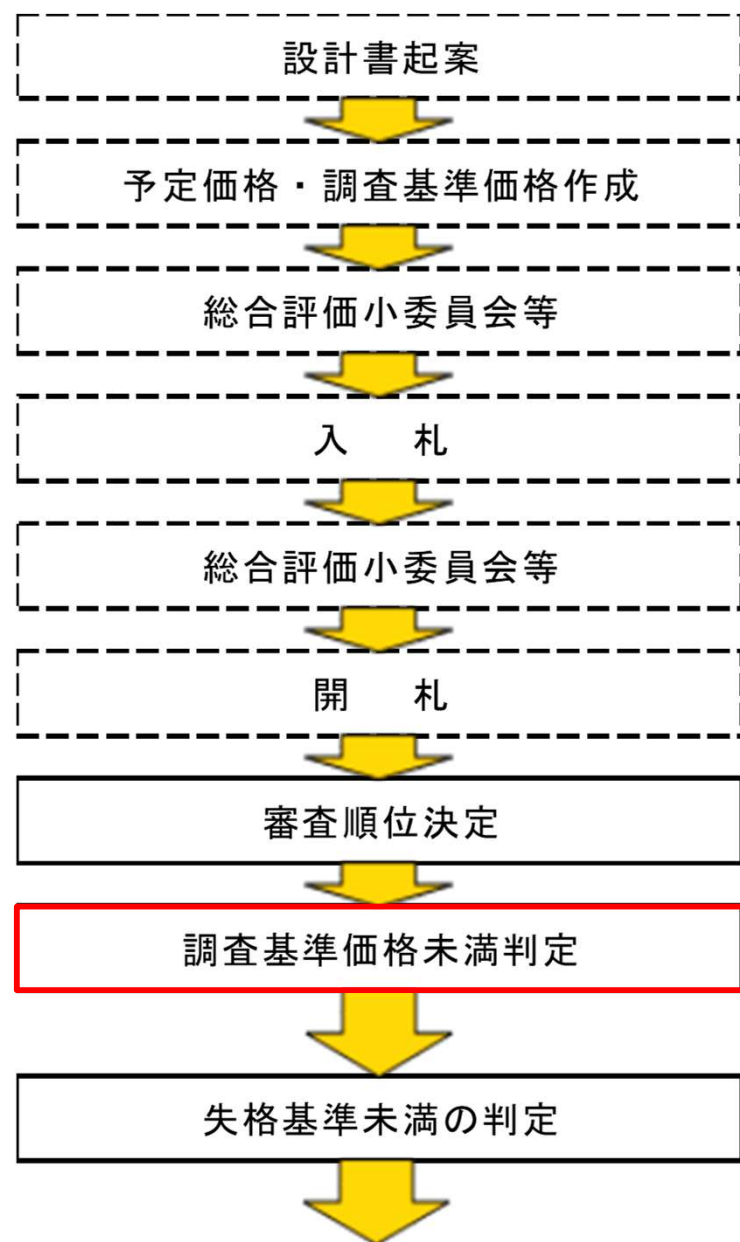
● 低入札価格調査失格基準の算定式 (R4.5.1 改正)

$$\text{失格基準} = (\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%) \times 1.10$$

※その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計額のこと

3. 低入札価格調査の流れ

- 開札の結果、落札候補者が低入札価格調査基準価格未満であれば、青枠の低入価格調査を実施。



3. 低入札価格調査の流れ

- 調査の詳細な流れと提出資料は、下記のとおり。
- 資料提出や事情聴取まで、時間が短いため、迅速な対応が必要。

【調査実施の通知】

- ①発注機関から、提出する資料、提出期限及び事情聴取日等について通知
- ②提出期限：「低入札価格調査の実施について」の通知日から 3日以内
- ③事情聴取：通知日から 7日以内（②③は、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない）



【指定様式の提出】

「大分県土木建築部低入札価格調査実施マニュアル」

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 様式 1 | 入札価格調査理由書 |
| 様式 2－1 | 工事内訳書（法定福利費相当額を明示した下請見積書に限る） |
| 様式 2－2 | 間接経費内訳書（法定福利費相当額を明示した下請見積書に限る） |
| 様式 2－3 | 積算比較表 |
| 様式 3－1 | 対象工事の場所の付近における手持工事の状況 |
| 様式 3－2 | 対象工事に関連する手持工事の状況 |
| 様式 3－3 | 入札者の事務所、倉庫等の状況 |
| 様式 3－4 | 手持資材の状況 |
| 様式 3－5 | 資材購入先及び購入先と入札者との関係 |
| 様式 3－6 | 手持機械の状況 |
| 様式 4 | 労務者の具体的供給見通し |
| 様式 5 | 過去5年間に施工した公共工事名及び発注者 |
| 施工体系図 | 様式自由、全ての下請け業者を含む施工体系図にすること |



【事情聴取】

- ①発注機関から、通知があった日時・場所で、事情聴取を実施
- ②提出資料及び根拠資料を持参の上、契約内容に適合した履行ができるか説明



【低入札価格調査委員会】

- ①提出資料及び事情聴取の結果に基づき、「低入札価格調査委員会」で審議



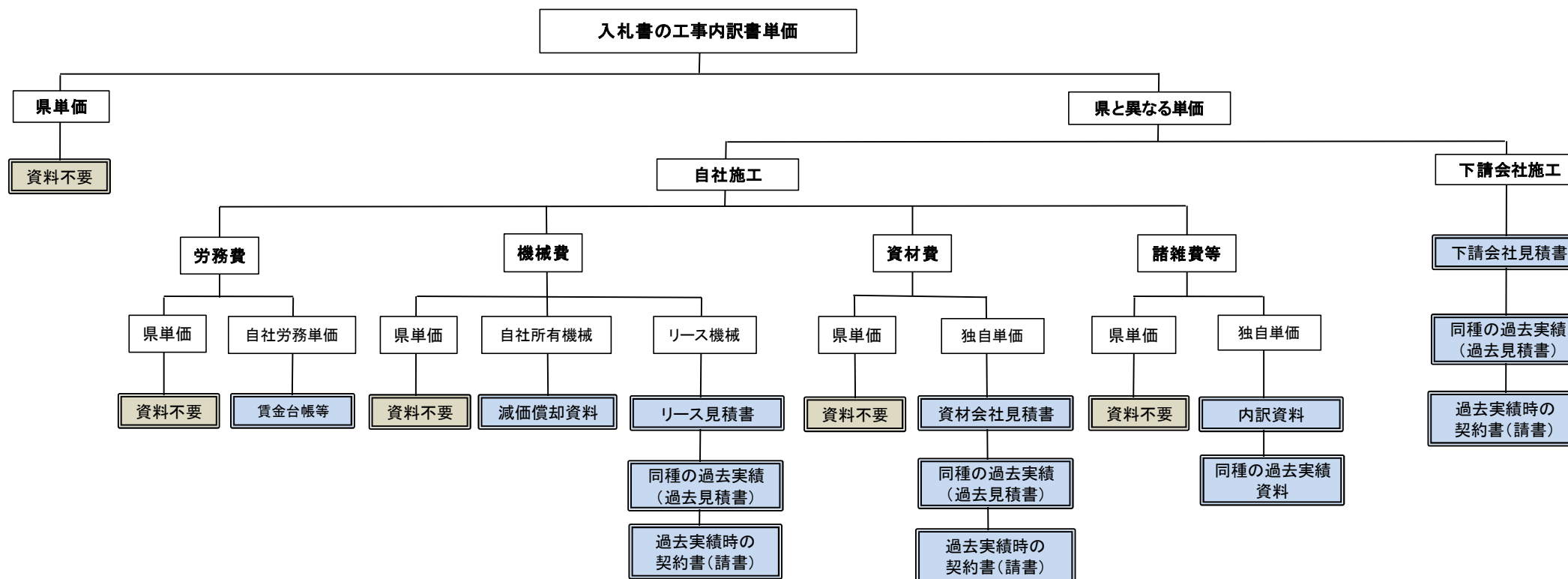
【審議結果】

- ①審議結果を基に、発注機関から落札の有無を通知

4. 調査対象者の提出資料フロー

- 提出資料において、労務費や機械費などの県単価と同一の単価や歩掛を使用している項目は、資料不要。
- 県の単価や歩掛と異なるものを使用している場合、フローに示す資料を提出の上、契約の内容に適合した履行ができることを説明。

(別紙2) 調査対象者の提出資料フロー



凡例

- 資料不要 : 提出資料はなし
- : 記載資料を提出
- 県単価 : 県又は公の単価

5. 注意事項、実施要領

【注意事項】



○次の場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当すると判断されます。

- 実際の施工にあたって、入札額に本社経費を充当する場合など、当該入札額により施工ができないもの。
- 提出された「工事費内訳書」の単価・金額等で、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合。
- 下請発注予定部分における下請予定金額が、法定福利費が含まれていないなど、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定(不当に低い請負代金の禁止)に違反しない旨の説明がない場合。
- 過去1年間に、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合。なお、入札者が共同企業体の場合は、構成する建設業者(以下「構成員」とする。)が対象。

【参考】

「大分県低入札価格調査実施要領」(令和4年4月8日公入管第24号)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/kitei.html>